

放置自転車等移送業務委託 仕様書

- 1 件 名 放置自転車等移送業務委託
- 2 委託場所 大分市内一円
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 移送回数 月1回(計12回) [別紙: 大分市 札貼付業務等計画(令和8年度) 参照]
- 5 用 語 この仕様書において、用語の意義は以下のとおりとする。
 - 自転車等・・・・・・・・自転車及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車
 - 小型自動二輪車・・・・道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量が0.125リットル以下のもの及び定格出力が1キロワット以下のもの
 - 自動二輪車・・・・・・・・道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車で総排気量が0.125リットルを超えるもの及び定格出力が1キロワットを超えるもの並びに道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車
 - 放置自転車等・・・・・・・・自転車等、小型自動二輪車及び自動二輪車の総称
 - 保管所・・・・・・・・大分市六坊自転車保管所(大分市六坊北町3015番地の57)
大分市片島自転車保管所(大分市大字片島字米良山1962番9)
- 6 業務内容
 - (1) 移送業務^{*1}
 - ① 市営駐輪場及び自転車等放置禁止区域外公道上の移送
 - (ア) 移送日
別紙[大分市 札貼付業務等計画(令和8年度)]を基本とし、大分市からの指示に基づき決定するものとする。
 - (イ) 業務時間
作業時間は原則として午前7時から午後5時までとする。
 - (ウ) 移送対象^{*2}
警告札が貼付された放置自転車等とする。
撤去対象について疑義がある場合は、大分市の指示に従うものとする。
 - (エ) 撤去予定の放置自転車等の台数調査
撤去日前日、大分市へ撤去予定の台数報告を行う。

(オ) 撤去場所

	名称	備考
1	中央町地下駐輪場	
2	若草公園地下駐輪場	
3	竹町西駐輪場	
4	祝祭の広場駐輪場	
5	府内町一丁目駐輪場	
6	府内アクアパーク地下駐輪場	
7	ライフパル駐輪場	自転車等のみ移送対象
8	府内五番街駐輪場	自転車等のみ移送対象
9	大手公園駐輪場	
10	金池町駐輪場	自転車等のみ移送対象
11	大分駅前東駐輪場	自転車等のみ移送対象
12	大分駅高架下東駐輪場	
13	大分駅高架下西駐輪場	
14	大分駅南口駐輪場	自転車等のみ移送対象
15	西大分駅駐輪場	
16	牧駅駐輪場	
17	高城駅駐輪場	
18	高城駅南駐輪場	
19	鶴崎駅駐輪場	
20	大分大学前駅駐輪場	
21	敷戸駅駐輪場	
22	大在駅駐輪場	
23	大在駅南駐輪場	
24	坂ノ市駅駐輪場	
25	賀来駅駐輪場	原則4月、12月のみ移送を行う
26	豊後国分駅駐輪場	
27	その他公道	大分市が撤去困難な自転車等のみ移送対象とする。

(カ) 移送先^{※3}

大分市が指定する保管所とする。

(キ) 市営駐輪場に設置している撤去告示看板の日付の書き換え。

(ク) 撤去した放置自転車等には、大分市が指示する保管番号を付与すること。^{※4}

(ケ) 移送業務終了後、大分市と放置自転車等の確認を行う。

※¹ 移送台数想定（過去実績に基づく目安：令和6、7年度実績平均値）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
移送台数	66	37	59	165	60	63	52	186	52	42	43	176
道路管理者等外部団体移送分	5	4	15	4	7	13	10	23	8	5	2	11

以下、5・6・8・9・10・1・2月を通常、4・12月を全駐輪場、3・7・11月を全車一斉という。

	通常	全駐輪場	全車一斉
移送平均	51台	59台	176台
台帳作成平均	59台	66台	188台

※²（参考）誘導整理業務受託者の業務

(1)別紙[大分市 札貼付業務等計画（令和8年度）]に基づき、利用調査札、警告札を貼付する。なお、警告札貼付時には、貼付日及び駐輪場名を正確に記入する。

(2)利用調査札については、7月・11月・3月は全ての自転車等、小型自動二輪車及び自動二輪車へ貼付する。

※³ 7月・11月・3月のみ大分市片島自転車保管所を指定予定。

※⁴保管番号の表示は、雨水、紫外線等により容易に判読不能とならない方法（耐候性を有するラベル等）により行い、剥離しにくい箇所に確実に取り付けること。

② 放置自転車等台帳作成

(ア) 台帳作成

移送業務終了後、台帳作成を行う。（道路管理者等外部団体移送分含む）

(イ) 報告方法

作成後速やかに、別紙様式による書面及び電子データにて提出を行う。

7 業務計画書等の作成及び提出

(1) 契約締結後

契約締結後、業務の実施に先立ち、次に掲げる書類を大分市に提出するものとする。

- ① 業務責任者通知書
- ② 業務計画書
- ③ その他、大分市が必要と認める書類

(2) 業務完了（終了）後

次に掲げる書類を毎月作成し、翌月の10日までに大分市へ提出し、その都度検査を受けるものとする。

- ① 業務完了（終了）通知書
- ② 放置自転車等移送業務報告書
- ③ 放置自転車等移送業務日誌

④ 業務状況写真

(ア) 撤去前の状況が分かる全景写真（台帳作成と併せて電子データ提出）

(イ) 作業状況の写真

(ウ) 大分市が指定する保管所への持込み、積降写真

写真電子データは必要に応じて、撤去翌日までに大分市に提出する。

8 その他

(1) 作業について

- ① 通行者及び事業者に迷惑のかからないように十分配慮し、事故の無いよう安全管理を行い作業すること。
- ② 撤去した放置自転車等については、破損等生じさせることのないよう、取り扱いを十分注意し、作業を行うこと。
- ③ 撤去する放置自転車等の情報は、事前に大分市に報告し、報告後、作業を行うこと。
- ④ 作業中にトラブル等が発生した場合は、速やかに大分市に報告すること。

(2) 注意事項

- ① その他諸事情により、業務内容との差異が生じる場合は、事前に大分市と協議を行うこと。
- ② 支払いは、年12回の分割払いとする。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。
- ④ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、大分市と受託者が協議のうえ決定するものとする。